

## 議案第 4 7 号

上尾市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について  
上尾市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 4 年 8 月 2 2 日 提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する訓令  
上尾市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程（平成 2 1 年上尾市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表スポーツ振興センターに勤務する職員（市民体育館に勤務する職員を含む。）の項を削る。

附 則

この訓令は、平成 2 4 年 9 月 1 日から施行する。

## 提案理由

上尾市民体育館の大規模改造工事に伴い、スポーツ振興センター執務室が市役所本庁舎内に移動するため、職員の勤務時間等について所要の改正を行いたいので、この案を提出する。